

## 二宮町議会の災害時における行動計画に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町議会基本条例（平成25年二宮町条例第1号）第24条に基づき、災害対応における議会及び議員の役割並びに行動指針を定めるものとする。

(議会の役割)

第2条 議会は、災害発生時に二宮町災害対策本部（以下「本部」という。）と連携を図ることにより、相互の情報共有及び情報交換を行い、町民の生命及び安全の確保を図る。

2 議会は、前項の役割を果たすため必要に応じて国や県へ働きかけを行う。

(議長 of 役割)

第3条 議長は、本部が設置された場合は、本部との情報共有を図り、可能な限り災害状況を議員へ連絡する。また必要に応じて各議員への協力要請を行うために、議員の動向を把握する。

2 議長は、可能な限り速やかに議会全員協議会を開催する。

(副議長 of 役割)

第4条 副議長は、議長と連携して、前条に定める内容を行う。

2 議長が前条の役割を行うことができない場合において、副議長は議長に代わって同条に定める内容を行う。

(議員 of 役割)

第5条 議員は、災害状況を出来る限り把握することに努め、議長へ報告するとともに、議員相互での情報共有を図る。

2 議員は、町内会及び自治会に協力し、地域住民の救援にあたる。

3 議員は、議長の協力要請に基づき、その対応に努める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。